

令和7年度 横手市エネルギー価格高騰対策支援事業の概要

原油をはじめとするエネルギー価格が世界的に高騰し、企業の経営が一層厳しさを増していることから、市内の中小企業・個人事業主等（以下、「事業者」という。）の経営持続化を図ることを目的に、水道光熱費及び燃料費の一部を補助します。

令和7年9月30日

項 目	内 容
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たしている事業者が対象となります。 (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は農業法人のうち、市内に住所又は事業所を有する者。 ※個人事業主で主に農業収入を得ている方は対象外です。 ※個人事業主で主に不動産収入を得ている方が対象となるのは下記の場合に限ります。 ・不動産貸付業または駐車場業を営んでおり、不動産所得が事業規模に該当すること。（個人事業税の課税対象となる不動産の貸付室・棟・契約件数・駐車台数の合計が10以上又は不動産収入が年650万円以上であること） (2) 事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること。 前期確定申告時の水道光熱費及び燃料費の合計額が5万円以上であること。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。 (4) 宗教、政治団体でないこと。 (5) 市が実施する以下の物価高騰対策事業の補助金等の交付を受けていない又は交付を受ける予定が無いこと。 ① 障害者支援施設等物価高騰対策事業 ② 介護保険施設等物価高騰対策事業
補助対象経費	【法人の場合】 前期法人税確定申告時の水道光熱費及び燃料費 【個人事業主の場合】 令和6年分所得税確定申告時の水道光熱費及び燃料費
補助金額	補助対象経費の5%、上限10万円（千円未満切捨て）
提出書類(1)	① 申請書類チェックシート（様式） ② 補助金交付申請書（様式） ③ 補助金額計算書（様式） ④ 請求書（様式） ⑤ 振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し（カナ口座名義がわかる通帳表紙の裏面） ⑥ 本人確認書類の写し（個人事業主のみ、運転免許証の写しやマイナンバーカードの写し等） ⑦ 横手市内で営業していることを証明する書類 （市外に本社がある法人及び市外に住所のある個人事業主のみ、法人の場合は横手市で発行する営業証明書、個人事業主の場合は店舗賃貸借契約書など）

提出書類(2)	⑧ 確定申告書の写し ※税務署窓口で提出した場合の收受日印は不要です。e-Tax（電子申告）の場合は受信通知があるものを提出してください 【法人の場合】 ・前期の法人税確定申告書 別表一（一） 【個人事業主の場合】 ・令和6年分所得税確定申告書第一表又は令和6年分市県民税申告書 ⑨ 水道光熱費及び燃料費がわかる書類の写し 【法人の場合】 ・前期の決算報告書（損益計算書、販管費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等） 【個人事業主の場合】 ・令和6年分青色申告決算書又は令和6年分収支内訳書 ※その他、経費等の内容確認のため別途書類を求める場合がございます。
申請期間	令和7年8月1日（金）から 令和7年10月10日（金）まで（延長後） 令和7年9月30日（火）まで（当初）

補助金申請から交付までの流れ

(1) 申請	提出方法 申請書類は、下記の次のいずれかの方法でご提出いただけます。 <table border="1"> <tr> <td>①オンライン (LoGo フォーム)</td><td> 横手市ホームページ（ページ ID：1012466）内申請フォームから申請 ↓申請フォーム二次元コード↓  </td></tr> <tr> <td>②郵送</td><td> 〒013-8601 横手市中央町8番12号（かまくら館5階） 横手市役所商工観光部商工労働課あて ※申請書類の郵送にかかる費用は、申請者様のご負担となります </td></tr> <tr> <td>③窓口持参</td><td> 商工労働課又は<u>横手地域局を除く</u>各地域局の地域課窓口 </td></tr> </table> ※「①オンライン」の場合は、専用フォームでそのまま申請手続きが可能です。「②郵送」又は「③窓口持参」による申請を希望される場合は、申請書類一式を横手市ホームページ（ページ ID:1012466）からダウンロードのうえ、印刷してご使用ください。なお、申請書類は商工労働課又は横手地域局を除く各地域局の地域課窓口にも用意しております。	①オンライン (LoGo フォーム)	横手市ホームページ（ページ ID：1012466）内申請フォームから申請 ↓申請フォーム二次元コード↓ 	②郵送	〒013-8601 横手市中央町8番12号（かまくら館5階） 横手市役所商工観光部商工労働課あて ※申請書類の郵送にかかる費用は、申請者様のご負担となります	③窓口持参	商工労働課又は<u>横手地域局を除く</u>各地域局の地域課窓口
①オンライン (LoGo フォーム)	横手市ホームページ（ページ ID：1012466）内申請フォームから申請 ↓申請フォーム二次元コード↓ 						
②郵送	〒013-8601 横手市中央町8番12号（かまくら館5階） 横手市役所商工観光部商工労働課あて ※申請書類の郵送にかかる費用は、申請者様のご負担となります						
③窓口持参	商工労働課又は<u>横手地域局を除く</u>各地域局の地域課窓口						
(2) 交付決定	補助金交付の可否を審査、決定し、横手市役所商工労働課から申請者に通知いたします。						
(3) 補助金の交付	補助金の交付決定後、指定の口座へ振り込みます。 ※交付決定は申請受付後に順次行う予定ですが、振り込みの事務処理に時間を要する場合があります。						

当該補助金の概要及び申請書等様式の書類については、横手市ホームページに掲載しております。
以下のページ番号を、横手市ホームページのページ「ID 検索欄」に入力もしくは二次元コードを読み
取るとご覧いただけます。

横手市エネルギー価格高騰対策支援事業の ページ ID:1012466 ↓ページ二次元コード↓ 	問い合わせ先 横手市役所商工観光部商工労働課 〒013-8601 横手市中央町 8 番 12 号 (かまくら館 5 階) TEL : 0182-32-2115 FAX : 0182-32-4021
---	---